青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式会場等整備委託契約書（案）

発注者　青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

受注者

上記当事者間において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式会場等整備業務の委託のため、以下の条項（ただし、　　を除く。）によって委託契約を締結した。

（委託業務）

第１条　発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

（１）業 務 名　青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式会場等整備業務

（２）業務内容　別紙仕様書のとおり

（委託期間）

第２条　委託業務の委託期間は、契約締結日から令和８年１２月２８日までとする。

（委託料）

第３条　委託料は、金　　円（うち消費税及び地方消費税額金　　円とする。）

（契約保証金）

第４条　（A）契約保証金は、金　　円とする。

２　前項の契約保証金は、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、受注者がこの契約を履行した後に、受注者に還付するものとする。

第４条　（B）契約保証金は、免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第５条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の制限）

第６条　受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第７条　発注者は、契約締結後の事情の変化により必要があると認められる場合は、受注者に対し、理由を明示して、委託業務の内容を全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の内容の全部若しくは一部の実施の延期若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により定める。

（調査等）
第８条　発注者は、必要に応じ、委託業務の実施状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めることができる。
２　発注者は前項の調査の結果、受注者の行った委託業務が業務仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務の手直しを求めることができる。

（委託業務の実施に係る損害）
第９条　委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。
２　委託業務の実施に当たり受注者が発注者又は第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

（秘密の保持）
第１０条　受注者は、委託業務の遂行上知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。また、本契約履行後も同様とする。
２　受注者は、委託業務に従事する受注者の従業者についても同様の義務を負い、その責めを免れないものとする。

（成果品の検査）
第１１条　受注者は、別紙仕様書に定める業務を完了した場合は、速やかに成果品を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。
２　発注者は、前項の検査の結果、合格と認めたときは、その旨を書面により受注者に通知するものとする。
３　受注者は、第１項の検査に合格しないときは、発注者の指定する期日までに成果品を補正した上、発注者の再検査を受けなければならない。
４　第２項の規定は、前項の再検査について準用する。

（委託料の支払）
第１２条　受注者は、第１１条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた後、請求書により発注者に委託料を請求するものとする。
２　発注者は、前項の請求があった日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認める場合には、委託料の１０分の３以内について前金払により支払うことができる。
４　前金払の請求は、理由を付して請求書により発注者に請求するものとする。
５　発注者は、前項の請求が妥当と認められる時は、請求書を受理した日から起算して３０日以内に前払金を受注者に支払うものとする。
６　受注者は、前項の前金払により支払を受けた場合において、第１５条の規定により契約を解除されたときは、当該前金払の額を発注者に返納しなければならない。

（所有権の移転）
第１３条　委託業務の成果品の著作権及び使用に関する権利は、発注者が所有するものとする。
２　第１項に掲げる権利は前条の検査に合格したとき、発注者に移転するものとする。

（遅延利息）
第１４条　受注者は、その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を履行しなかった場合は、当該期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年２．５パーセントの割合で計算し

て得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。
この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。
２　発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（契約の解除）
第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
（２）第５条又は第６条の規定に違反したとき、並びに第８条の規定により発注者が報告を求めた場合に当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定により発注者が指示した場合に当該指示に従わなかったとき。
（３）その他この契約に違反したとき。
２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第１号に該当する場合とみなす。
（１）　受注者について破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
（２）　受注者について会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人
（３）　受注者について民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

（契約保証金の帰属）
第１６条　（A）発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第４条の契約保証金（契約保証金の納付に代えて納付された担保を含む。）は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）
第１６条　（B）発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。
２　発注者は、前項の違約金を、委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

（損害賠償）
第１７条　発注者は、第１５条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて納付された担保について、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収するものとする。

（暴力団の排除）
第１８条　受注者は、この契約による事務を処理するため、別記１「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）
第１９条　受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を取り扱うに当たっては、別記２「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）
第２０条　この契約書に定めない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

発注者　青森市長島一丁目１番１号
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長　宮下　宗一郎

受注者

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月青森県条例第 9 号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第 1 号から第 5 号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。第 5 号及び第 6 号において同じ。）であると認められるとき。

(2)　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

(3)　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(4)　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5)　暴力団員と交際していると認められるとき。

(6)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

(7)　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(8)　第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。
（秘密の保持）
第２　受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
（適正な取得）
第３　受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
（安全管理）
第４　受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
（作業場所の特定等）
第５　受託者は、受託者の〇〇〇内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。
２　受託者は、委託者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。
（目的外利用及び提供の禁止）
第６　受託者は、委託者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
（複製の禁止）
第７　受託者は、委託者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。
（再委託の禁止）
第８　受託者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。
２　前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受託者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。
（資料等の返還等）
第９　受託者は、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
（従業者への周知等）
第 10　受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
２　受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。
（実地調査の受入れ）
第 11　受託者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
（事故発生時における報告）
第 12　受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。